

総務省行政相談センター  
まぐみみ北海道

## 平成30年北海道胆振東部地震 被災者の皆様への生活支援 窓口案内（ガイドブック）

平成30年北海道胆振東部地震で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。  
北海道管区行政評価局では、今回の災害に関して、いろいろなお問合せや相談を受け付けております。

また、支援措置を講じている関係機関等と協力して被災者の皆様への生活支援に関する情報を提供しておりますので、お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽にご利用ください。

- **電話**による相談受付：平日 8：30～17：15

上記時間帯以外は留守番電話対応となります

**行政相談専用ダイヤル 0570-090-110**

（一部の IP 電話など、利用できない場合には、

011-709-1100へおかけください。）

- **来所**による相談受付：平日 8：30～17：15

住所：札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎7階  
北海道管区行政評価局 きくみみ北海道

- **インターネット**による相談受付

URL：[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/soudan.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html)

- **FAX**による相談受付

011-709-1842



まぐみみ北海道



総務省行政相談センター

総務省 北海道管区行政評価局

〒060-0808

札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎7階

電話：011-709-1100

FAX：011-709-1842

## ご注意

- 1 このガイドブックに掲載している情報は、平成31年3月15日時点の情報で作成しております。各機関等の支援策等については、随時、追加、変更してまいります。

最新の情報は、北海道管区行政評価局ホームページ(下記URL参照)の「平成30年北海道胆振東部地震 被災者の皆様への生活支援窓口」に掲載しております。

URL : [http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000573420.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000573420.pdf)

- 2 災害救助法の適用が条件となっている支援措置がありますが、今回の平成30年北海道胆振東部地震においては、北海道内の全ての市町村が適用を受けています。



## 住まいや身の回りのこと

- 1 被災証明書の発行 (P. 4)
- 2 被災者のための住宅提供 (P. 5)
- 3 被災住宅の応急修理等 (P. 6)
- 4 被災住宅の補修や再建に関する相談 (P. 7)



## 役所の手続きのこと

- 14 国税の特別措置 (P. 13)
- 15 道税の特別措置 (P. 14)
- 16 市町村税の特別措置 (P. 15)
- 17 公共料金の減免措置等 (P. 15)
- 18 年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が払えない場合 (P. 17)
- 19 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合 (P. 18)
- 20 運転免許証を紛失した場合 (P. 19)
- 21 自動車に被害を受けた場合 (P. 19)



## 教育のこと

- 29 奨学金の緊急採用、返還期限猶予、JASSO支援金の受付 (P. 24)



## 事業者の方へ

- 30 中小企業者を対象とした相談窓口 (P. 25)
- 31 農林漁業関係の災害復興の融資 (P. 26)
- 32 会社・法人の印鑑カード等を紛失した場合 (P. 26)



## お金のこと

- 5 生活再建のための支援金 (P. 8)
- 6 災害弔慰金等の支給 (P. 8)
- 7 災害義援金の支給 (P. 9)
- 8 災害援護資金の貸付 (P. 9)
- 9 生活福祉資金の貸付 (P. 10)
- 10 住宅の建設、補修等の融資 (P. 10)
- 11 被災住宅の解体・撤去 (P. 11)
- 12 住宅ローンの返済 (P. 12)
- 13 雇用保険失業給付の支給等 (P. 12)



## 民間の手続きのこと

- 22 地震保険・損害保険 (P. 20)
- 23 生命保険の契約内容 (P. 20)
- 24 生命保険料の支払猶予措置等 (P. 21)
- 25 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合 (P. 21)
- 26 法律相談等の窓口 (P. 21)



## 医療・健康のこと

- 27 医療機関の受診 (P. 22)
- 28 こころの悩みや健康に関する相談 (P. 22)



## そのほかの情報

- 33 外国人の方への情報提供 (P. 27)
- 34 発達障害のある方の支援 (P. 28)
- 35 災害ボランティア (P. 28)
- 36 太陽光発電システムに関する留意点・相談窓口 (P. 29)
- 37 ペット動物に関する相談窓口 (P. 30)



## 住まいや身の回りのこと

### 1 り災証明書の発行

- ◆ 「り災証明書」は、住宅などの建物が地震の被害にあったことを証明するものです。生活再建支援金の申請、税金の減免、各種の融資の申請などに必要となる場合があります。
- ◆ 詳しくは、市役所・町村役場の窓口にお問い合わせください。

窓 口		電話番号	
札幌市	中央区	中央市税事務所家屋係	011-211-3918
	北区・東区	北部市税事務所家屋係	011-207-3918
	白石区・厚別区	東部市税事務所家屋係	011-802-3918
	豊平区・清田区・南区	南部市税事務所家屋係	011-824-3918
	西区・手稲区	西部市税事務所家屋係	011-618-3918
北広島市	市役所3階 税務課	011-372-3311	
厚真町	役場本庁舎1階 総務課税務グループ	0145-27-2481	
安平町	役場税務住民課税務グループ	0145-22-2513	
むかわ町	役場本庁舎1階 町民生活課税務グループ	0145-42-2413	
	穂別総合支所1階 地域振興課町民グループ	0145-45-2114	

※ 市町村によっては、自動車や家財などの動産が災害による被害を受けたことの証明として『被災証明書の発行』を行うことがありますので、詳細はお住まいの市役所・各町村役場にお問い合わせください。

- ◆ 北海道行政書士会では、被災された方で役所に出向くことができず「り災証明書」の交付申請の手続きができない方に対しご自宅等まで出張し、り災証明書、被災証明、車のまっ消の申請支援を無料で行っています。

窓口	電話番号
北海道行政書士会 災害対策本部	0120-341-221



## 2 被災者のための住宅提供

- ◆ 住宅に被害を受けられた方に対しての、応急仮設住宅、公営住宅等の提供に関しては、北海道、市役所・町村役場の窓口にお問い合わせください。

窓口		電話番号
北海道	建設部住宅局住宅課住宅管理グループ	011-204-5583
札幌市	都市局市街地整備部住宅課	011-211-2806
北広島市	災害復興・市民参加課	011-372-3311
厚真町	建設課建築住宅グループ	0145-27-2325
安平町	健康福祉課福祉グループ	0145-29-7071
むかわ町	建設水道課技術グループ	0145-42-2427
	穂別総合支所地域経済課建設グループ	0145-45-2117



### 3 被災住宅の応急修理等

- ◆ 地震により住宅が半壊又は大規模半壊の被害を受けた世帯に対し、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要不可欠な最小限度の部分を、市町村が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理します。応急仮設住宅として提供する民間賃貸住宅の修理についても対象となる場合があります。
- ◆ 1世帯当たり58万4千円が上限となります。
- ◆ 以下の全ての要件を満たす方(世帯)が対象になります。
  - ・ 当該災害により半壊又は大規模半壊の住家被害を受けたこと  
※全壊の住家は、応急修理をすることにより居住が可能である場合は対象となります。
  - ・ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅含む）を利用しないこと
  - ・ 自ら修理する資力がないこと（半壊の方）
- ◆ 詳しくは、市役所・町村役場の窓口にお問い合わせください。

窓口		電話番号
札幌市	都市局市街地整備部住宅課	011-211-2807
北広島市	災害復興・市民参加課	011-372-3311
厚真町	建設課建築住宅グループ	0145-27-2325
安平町	建設課施設グループ	0145-22-2516
むかわ町	建設水道課技術グループ	0145-42-2427
	穂別総合支所地域経済課建設グループ	0145-45-2117



## 4 被災住宅の補修や再建に関する相談

- ◆ 被災住宅の補修や再建に関して、住宅リフォーム・紛争処理センターが「住宅補修専用・住まいのダイヤル」を開設しています。補修等の必要性の判断、事業者の紹介など住まいのことなら何でもご相談ください。

詳しくは、住宅リフォーム・紛争処理センターにお問い合わせください。

ナビダイヤル：0570-016100（PHSや一部のIP電話からは03-3556-5147）

受付時間は、午前10時から午後5時（土、日、祝休日、年末年始を除く）

- ◆ 札幌市民の方は、以下の窓口で、地震による家屋の修繕等について、ご相談内容に適した企業の紹介を受けられます。事前にり災証明書の発行手続きを行い、被害状況の調査を受けてからご相談ください。

※ 但し、今年度につきましては、多くの予約が既に入っており、実際の工事実施については、来年度になる見通しです。

窓口	対象区域	問合せ先
すまいとくらし・まち相談センター	中央区・北区・白石区 ・厚別区・豊平区・清田区・南区・西区	住所:中央区南19条西15丁目4-6-201 電話:011-252-7558 受付時間:月～金9:00～17:00 土 9:00～12:00
すまいとくらしの相談室	北区・東区・白石区・厚別区・豊平区・清田区・西区	住所:東区北17条東8丁目 電話:011-731-3728 受付時間:月～土9:00～17:00
いい家づくりコム	北区・西区・手稲区	住所:手稲区新発寒5条2丁目11-14BSビル 電話:011-624-5747 受付時間:月～土9:00～17:00

お問い合わせ先：札幌市経済観光局産業振興部立地促進・ものづくり産業課  
(電話：011-211-2362)



## お金のこと

### 5 生活再建のための支援金

- ◆ 住宅が全壊・大規模半壊した場合、半壊の被害や敷地被害を受けてやむをえない事由で住宅を解体した場合において、生活再建のための支援金が支給されます。

（住宅の被害程度に応じた基礎支援金（最大100万円）、住宅の再建方法に応じた加算支援金（最大200万円））

- ◆ 詳しくは、市役所・町村役場の窓口にお問い合わせください。

窓口		電話番号
札幌市	保健福祉局総務部保護自立支援課	011-211-2992
北広島市	福祉課福祉庶務	011-372-3311 (内線2134)
厚真町	町民福祉課福祉グループ	0145-26-7872
安平町	健康福祉課福祉グループ	0145-29-7071
むかわ町	健康福祉課子育て福祉グループ 穂別総合支所地域振興課町民グループ	0145-42-2415 0145-45-2114

### 6 災害弔慰金等の支給

- ◆ 災害救助法適用市町村において、災害弔慰金（お亡くなりになられた方のご遺族が対象）、災害障害見舞金が支給されます。また、重傷を負った方などに市町村が独自に見舞金を支給する場合があります。

- ◆ 詳しくは、市役所・町村役場の窓口にお問い合わせください。





## 7 災害義援金の支給

- ◆ 災害義援金の対象や金額については、北海道、市町村の配分委員会等において決定されます。
- ◆ 詳しくは、市役所・町村役場の窓口にお問い合わせください。

窓口		電話番号
札幌市	市民文化局地域振興部区政課	011-211-2252
北広島市	保健福祉部 福祉課	011-372-3311
厚真町	総務課 財政グループ	0145-27-2481
安平町	総合庁舎 総務課復興・生活再建支援室	0145-22-2511
	総合支所 住民サービス課	0145-25-2411
むかわ町	本庁舎健康福祉課子育て福祉グループ	0145-42-2415
	穂別総合支所地域振興課町民グループ	0145-45-2114

## 8 災害援護資金の貸付

- ◆ 地震により住居や家財に被害を受けた場合に被害の種類や程度に応じて、災害援護資金の貸付が受けられます。
- ◆ 償還期限は、据置期間(3年)を含め10年です。据置期間中は無利子ですが、据置期間経過後の利率は年3%です。
- ◆ 詳しくは、市役所・町村役場にお問い合わせください。



## 9 生活福祉資金の貸付

### 【緊急小口資金】

- ◆ 道内に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯に対し、資金の貸付が行われます。原則として、一世帯につき一回限り10万円以内とされていますが、世帯の中に要介護者がいる場合や4人以上の世帯等は20万円まで貸付が受けられます。
- ◆ 償還期限は、据置期間(1年以内)経過後、2年以内とされています。また、無利子です。

### 【特別緊急小口資金】

- ◆ 上記の緊急小口資金をうけても、なお、当座の生活費を必要とする世帯に、資金の貸付が行われます。貸付限度額は30万円で、償還期限は、据置期間(3年以内)経過後、2年以内とされています。また、無利子です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。

### 【住宅補修費・災害援護費】

- ◆ 低所得世帯、障害者世帯、介護等を要する高齢者世帯に対して、住宅の補修等のための資金(250万円以内)や災害により臨時に必要な経費(150万円以内)の貸付が行われます。
- ◆ 償還期限は、据置期間(通常：6か月以内)終了後、7年以内とされています。また、連帯保証人がいる場合は無利子です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村の社会福祉協議会にお問い合わせください。

## 10 住宅の建設、補修等の融資

- ◆ 自然災害により自宅に被害を受けられた方に対して、金利等を優遇した建設資金、購入資金または補修資金を融資しています。  
詳しくは、住宅金融支援機構にお問い合わせください。  
・住宅金融支援機構 お客様コールセンター：0120-086-353（通話料無料）
- ◆ 各金融機関においても、被災者向けの特別融資を行っております。  
詳しくは、各金融機関にお問い合わせください。



## 1 1 被災住宅の解体・撤去

- ◆ 地震により全壊した住宅について、所有者からの申請に基づき、市町村が所有者に代わって解体・撤去を行います。

また、既に自費により被災家屋等を解体・撤去された方を対象として費用の償還が行われる場合があります。

- ◆ 詳しくは、市役所・町村役場の窓口にお問い合わせください。

	窓口	電話番号
札幌市	都市局建築部建築保全課	011-211-2816
北広島市	市民環境部災害復興・市民参加課	011-372-3311 (内線:3646)
厚真町	町民福祉課町民生活グループ	080-2873-0489 080-2873-0490
安平町	総合庁舎 復興・生活再建支援室 総合支所 住民サービス課	0145-22-2511 0145-25-2411
むかわ町	役場建設水道課技術グループ 穂別総合支所地域経済課建設グループ	0145-42-2427 0145-45-2117

札幌市、北広島市、安平町及びむかわ町では、大規模半壊、半壊と判定された場合も撤去の対象となります。

厚真町では、大規模半壊、半壊と判定された場合の住宅の解体費用の半額を町が負担する場合があります。

- ◆ 札幌市民の方は、北海道胆振東部地震により、宅地に被害を受けた被災者が行う宅地の復旧工事等に要する費用の一部について補助を受けられます。詳しくは、下記までお問合せください。

【窓口】札幌市都市局市街地整備部宅地復旧支援室

(札幌市役所本庁舎2階) 電話:011-211-2565

- ◆ 札幌市民の方は、北海道胆振東部地震により被害を受けて行った場合、擁壁、門扉又は塀の「がれき」処理費の費用償還を受けられます。詳しくは、下記までお問合せください。

【窓口】札幌市環境局環境事業部事業廃棄物課

(札幌市役所本庁舎13階) 電話:011-211-2927



## お金のこと

### 1 2 住宅ローンの返済

- ◆ 住宅ローンの返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組み（自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン）があります。

詳しくは借入先の金融機関にお問い合わせください。

借入先が銀行の場合、全国銀行協会相談室にお問い合わせいただくこともできます（ナビダイヤル0570-017-109または03-5252-3772、受付時間 9時～17時）。

### 1 3 雇用保険失業給付の支給等

- ◆ 災害救助法の適用を受けた市町村において被災された事業場、労働者、求職者の方々に対し、災害時における雇用保険失業給付の支給等について、緊急雇用対策等の措置が実施されています。
- ◆ 地震により北海道内の事業所が休止・廃止し、賃金を受けることができない方については、離職していなくても失業給付を受給できます（一定の要件があります）。
- ◆ 詳細は、ハローワーク（職業安定所）までお問い合わせください。

ハローワーク	管轄区域	電話番号
ハローワーク札幌	札幌市中央区・南区・西区・手稲区	011-562-0101
ハローワーク札幌東	札幌市白石区・豊平区、厚別区・清田区、北広島市	011-853-0101
ハローワーク札幌北	札幌市北区・東区、石狩市の一部、当別町	011-743-8609
ハローワーク苫小牧	苫小牧市、厚真町、安平町、むかわ町、白老町、日高町、平取町	0144-32-5221
ハローワーク千歳	千歳市、恵庭市	0123-24-2177



### 1 4 国税の特別措置

- ◆ 国税の特例措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」、「所得税等の軽減」、「住宅取得資金に係る贈与税の特例」、「被災自動車に係る自動車重量税の還付」、「不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の非課税」などの措置が設けられています。
- ◆ 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。
- ◆ 詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

税務署名	電話番号	管轄区域
札幌中税務署	011-231-9311	札幌市中央区の一部
札幌北税務署	011-707-5111	札幌市北区・東区、石狩市、石狩郡
札幌南税務署	011-555-3900	札幌市豊平区・南区・清田区、千歳市、恵庭市、北広島市
札幌西税務署	011-666-5111	札幌市中央区の一部・西区・手稲区
札幌東税務署	011-897-6111	札幌市白石区・厚別区、江別市
苫小牧税務署	0144-32-3165	苫小牧市、白老郡、勇払郡安平町、厚真町、むかわ町、沙流郡



## 15 道税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、個人事業税、不動産所得税、自動車税等の道税に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置があります。
- ◆ 詳しくは、総合振興局、振興局又は最寄りの道税事務所にお問い合わせください。

名称	電話番号	税の種別	管轄区域
札幌道税事務所 自動車税部	011-746-1193	・災害減免に関すること	全道(自動車税及び自動車取得税業務)
札幌道税事務所 税務管理部	011-281-7811 011-281-7848  011-281-7849  011-204-5225	・個人事業税 ・不動産取得税(土地、中古家屋)・土地の減額(新築住宅用、中古住宅用) ・不動産取得税(新築、増改築家屋) ・自動車税以外の納税	札幌市内(自動車税及び自動車取得税業務を除く)
石狩振興局	011-281-7936 011-281-7938  011-281-7939  011-281-7910 011-281-7941	・個人事業税 ・不動産取得税(土地、中古家屋) ・不動産取得税(新築、増改築家屋) ・自動車税 ・自動車税以外の納税	江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村
胆振総合振興局 苫小牧道税事務所	0144-32-5178 0144-32-5190 0144-32-5191	・個人事業税 ・不動産取得税 ・道税の納税	苫小牧市、白老町、厚真町、安平町、むかわ町
日高振興局	0146-22-9062 〃 0146-22-9063	・個人事業税 ・不動産取得税 ・道税の納税	日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町



## 1 6 市町村税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間延長の救済措置があります。
- ◆ 半壊以上の被害を受けた家屋や使用不能となった宅地・農地等については、被害の程度に応じて、固定資産税が減免されます。
- ◆ 住宅または家財の損失額が一定規模以上あった方は、市町村民税が減免されることがあります（前年度の合計所得によって減免の割合が異なります。）。
- ◆ 被害状況に応じて、国民健康保険料・国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料が減免されることがあります。
- ◆ 詳しくは、市役所・町村役場の窓口にお問い合わせください。

## 1 7 公共料金の減免措置等

- ◆ 電気、ガス、電話等については、各事業者において、災害救助法の適用区域の被災者に対し、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行う場合があります。適用の条件、支援措置の内容については、事業者ごとに異なります。  
また、減免措置等は、お客様からの申出が必要な場合がありますので、手続き方法について、各社へご確認ください。
- ◆ 上下水道についても、基本料金、使用料金の減免や支払い期限の延長等が行われる場合があります。詳しくは上下水道の事業者（市役所・町村役場）にご確認ください。



## 役所の手続きのこと

### ◆ 電気(北海道電力)

営業所名	電話番号	管轄区域
道央支社	0120-53-5154	札幌市北区(一部)、東区(一部)
	0120-54-5154	札幌市中央区(一部)、西区、手稲区
	0120-57-5154	札幌市白石区(一部)、厚別区、豊平区(一部)、清田区、北広島市
	0120-59-5154	札幌市中央区(一部)、豊平区(一部)、南区
	0120-68-5154	札幌市中央区(一部)、北区(一部)、東区(一部)、白石区(一部)、豊平区(一部)
苫小牧支社	0120-83-5154	苫小牧市、厚真町、むかわ町、安平町(旧早来町)、平取町、日高町
	0120-70-5154	安平町(旧追分町)

### ◆ ガス、電話

事業者名など		電話番号
北海道ガス	お客さまセンター	011-231-9511
N T T 東日本	料金問合せ受付	116、0120-116-000
N T T ドコモ	ドコモ携帯電話から	(局番なし) 151 (通話料無料)
	一般電話などから	0120-800-000 (通話料無料)
a u	a u 携帯電話から	(局番なし) 157 (通話料無料)
	一般電話などから	0077-7-111 (通話料無料)
ソフトバンク	ソフトバンク携帯電話から	(局番なし) 157 (通話料無料)
	一般電話などから	0800-919-0157 (通話料無料)

- ◆ N H K では、災害救助法の適用区域内で建物が、半壊、半焼または床上浸水以上の被害を受けた場合、申出に基づき、2 か月間、受信料が免除になります。

詳しくは N H K (0570-077-077 9:00~20:00 ご利用になれない場合 050-3786-5003 (有料)) にお問い合わせください。





## 18 年金手帳などを紛失した場合 国民年金等の保険料が払えない場合

- ◆ 年金手帳、年金証書を紛失した場合は、再発行ができます。詳しくは、各年金事務所にお問い合わせください。
- ◆ 国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。
- ◆ 被災に伴い厚生年金保険料等の納付が困難な事業所に対しては、納付の猶予を受けることができます。
- ◆ 詳しくは、被災者専用フリーダイヤル（0120-010-551）[月曜 8:30～19:00、火曜～金曜8:30～17:15、第2土曜日9:30～16:00]、市町村の国民年金担当窓口または最寄りの年金事務所（国民年金課等）[平日8時30分から17時15分]にお問い合わせください。

名称	内容	電話番号	管轄区域
札幌東 年金事務所	国民年金	011-832-5394	札幌市東区・白石区・豊平区
	厚生年金等	011-832-5371	
札幌西 年金事務所	国民年金	011-271-1156	札幌市中央区・南区
	厚生年金等	011-271-1050	札幌市中央区・北区・南区・西区 ・手稲区・石狩市・石狩郡
札幌北 年金事務所	国民年金	011-717-4115	札幌市北区・西区・手稲区、石狩市、石狩郡
新さっぽろ 年金事務所	国民年金	011-892-9316	札幌市厚別区・清田区、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市
	厚生年金等	011-892-9333	
苫小牧 年金事務所	国民年金	0144-36-6135	苫小牧市、白老郡、勇払郡厚真町、むかわ町、安平町、沙流郡、新冠郡、浦河郡、様似郡、幌泉郡、日高郡
	厚生年金等	0144-56-9000	



## 19 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合

- ◆ 法務局が発行する情報が、登記済証（権利証）から、登記識別情報に変わっております。売買、贈与、抵当権設定時に、上記書類を紛失している場合、他の手段での本人確認となります。詳細は、地方法務局・支局にお問い合わせください。

名称	電話番号	管轄区域（不動産登記）
札幌法務局 不動産登記部門	011-709-2311 内線（2185）	札幌市中央区
南出張所	011-824-7411	札幌市豊平区、南区、清田区
北出張所	011-700-3311	札幌市北区、東区、石狩市
西出張所	011-664-2251	札幌市西区、手稲区
白石出張所	011-864-2021	札幌市白石区、厚別区、北広島市
恵庭出張所	0123-32-3057	恵庭市、千歳市
苫小牧支局	0144-34-7403	苫小牧市、白老郡白老町、勇払郡厚真町、安平町、むかわ町
日高支局	0146-42-0415	幌泉郡えりも町、新冠郡新冠町、沙流郡平取町、日高町、日高郡新ひだか町



## 20 運転免許証を紛失した場合

- ◆ 地震により自動車運転免許証を汚損、紛失した場合は再交付ができます。また、再交付手数料が免除される場合があります。
- ◆ 詳しくは、運転免許テレホンサービス（011-699-8654）、各運転免許試験場又は各警察署にお問い合わせください。

## 21 自動車に被害を受けた場合

- ◆ 被災された自動車を処分し、代替自動車を取得された場合、当該代替自動車に課税される自動車取得税が、申請により減免されます。  
詳しくは、お近くの総合振興局、振興局又は道税事務所（15ページ参照）にお問い合わせください。
- ◆ 被災自動車の所有者に対して、自動車重量税が還付される場合があります。  
詳しくは、ナンバープレートを管轄する運輸支局又は軽自動車検査協会の窓口にお問い合わせください。

- ・ 札幌運輸支局 050-5540-2001
- ・ 室蘭運輸支局 050-5540-2004
- ・ 軽自動車検査協会札幌主管事務所 050-3816-1763  
室蘭事務所 050-3816-1766



## 民間の手続きのこと

### 2 2 地震保険・損害保険

- ◆ 地震保険・損害保険の適用などについては次の窓口にお問い合わせください。

- ・ご契約の損害保険会社
- ・そんぽADRセンター(受付時間 9:15~17:00。土・日・祝日除く)  
ナビダイヤル 0570-022-808 (IP電話からは 011-351-1031)

証券の紛失等により、保険契約に関する手掛かりを失った方は次の窓口で照会できます。

- ・自然災害損保契約照会センター  
(受付時間 9:15~17:00。土・日・祝日除く)  
フリーダイヤル 0120 - 501-331

### 2 3 生命保険の契約内容

- ◆ 家屋等の流失・焼失等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な方は、次の窓口にお問い合わせください。

- ・生命保険協会災害地域生保契約照会センター  
フリーダイヤル0120-001-731
- ・かんぽコールセンター  
フリーダイヤル0120-552-950



## 2 4 生命保険料の支払猶予措置等

- ◆ 生命保険協会やかんぽ生命保険は、被災者の方々の生命保険料の支払猶予期間を最長6か月間延長します。また、保険金について、必要書類を一部省略するなどにより、簡易迅速な支払を行います。  
詳しくは、契約先の生命保険会社にお問い合わせください。

## 2 5 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合

- ◆ 金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金、保険金等の払戻しができます。
  - ・各金融機関（銀行、信用金庫、信用組合）、保険会社等の窓口
  - ・ゆうちょコールセンター フリーダイヤル0120-108-420
  - ・金融庁相談ダイヤル フリーダイヤル0120-156-811  
(IP電話からは03-5251-6813)

## 2 6 法律相談等の窓口

- ◆ 札幌弁護士会及び札幌司法書士会では、被災した方に向けた無料電話法律相談を実施しています。

窓口	電話番号	受付時間
札幌弁護士会	0120-325-104	平日 14時～17時
札幌司法書士会	0120-115-559	平日 10時～16時



## 医療・健康のこと

### 27 医療機関の受診

- ◆ 被災により被保険者証等を紛失、家に置いたまま避難している等、医療機関に提示できない場合には、医療機関の窓口で氏名、生年月日、連絡先、住所等を申し立てすることにより保険診療で受診することができます。詳しくは、保険者（健保は協会けんぽ、国保は市町村）、各医療機関にお問合せください。

### 28 こころの悩みや健康に関する相談

- ◆ 災害にあわれた方のこころの悩みや健康に関する相談をお受けしています。
- ◆ こころの悩みに関する相談窓口

窓口	電話番号	受付時間
独立行政法人 労働者健康安全機構	0120-202-518 (北海道胆振東部地震被災者 のための心の相談ダイヤル)	平日10時～17時
こころの健康相談統一ダイ ヤル	0570-064-556	平日9時～21時 土日祝10時～16時
公益社団法人 北海道家庭生活総合カウ ンセリングセンター	011-261-0811	平日10時～12時 13時～16時
社会福祉法人 北海道いのちの電話	011-231-4343	毎日24時間
社会福祉法人 旭川いのちの電話	0166-23-4343	毎日24時間
一般社団法人社会的包摂サ ポートセンター よりそいホットライン	0120-279-338	毎日24時間



## ◆ こころの悩みに関する相談窓口

窓口	電話番号	受付時間
札幌市こころのセンター (札幌市精神保健福祉センター内) ※札幌市にお住まいの方が対象	011-622-0556	平日9時～17時
	0570-064-556	平日 17時～21時 土日祝10時～16時

## ◆ 健康に関する相談窓口

窓口	管轄区域	電話番号	受付時間
独立行政法人 労働者健康安全機構		0120-401-281 (北海道胆振東部地震被災者のための健康相談ダイヤル)	月・水・金 13時～17時
北海道	江別保健所	江別市、石狩市、当別町、新篠津村	平日 8時45分～ 17時30分
	千歳保健所	千歳市、恵庭市、北広島市	
	苫小牧保健所	苫小牧市、白老町、厚真町、安平町、むかわ町	
	静内保健所	日高町、平取町、新冠町、新ひだか町	
札幌市	中央保健センター	中央区	平日 9時～17時
	北保健センター	北区	
	東保健センター	東区	
	白石保健センター	白石区	
	厚別保健センター	厚別区	
	豊平保健センター	豊平区	
	清田保健センター	清田区	
	南保健センター	南区	
	西保健センター	西区	
	手稲保健センター	手稲区	



## 教育のこと

### 29 奨学金の緊急採用、返還期限猶予、 JASSO支援金の受付

- ◆ 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）では、災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金の緊急採用、奨学金返還者からの減額返還・返還期限猶予の願出を受け付けています。緊急採用奨学金については、現在在学している学校の窓口にご確認ください。

また、奨学金返還に関する相談は、奨学金返還相談センター（0570-666-301）にお問い合わせください。





## 30 中小企業者を対象とした相談窓口

- ◆ 被害を受けられた中小企業者の方々を対象に災害復旧貸付の利用や融資及び返済についての特別相談窓口を設置しています。
- ◆ 詳しくは、次の相談窓口にお問い合わせください。

### 【日本政策金融公庫】

窓口	電話番号	窓口	電話番号
札幌支店 中小企業事業	011-281-5221	帯広支店 国民生活事業	0155-24-3525
札幌支店 国民生活事業	011-231-9131	釧路支店 中小企業事業	0154-43-2541
札幌北支店 国民生活事業	011-726-4221	釧路支店 国民生活事業	0154-43-3330
旭川支店 中小企業事業	0166-24-4161	北見支店 国民生活事業	0157-24-4115
旭川支店 国民生活事業	0166-23-5241	室蘭支店 国民生活事業	0143-44-1731
函館支店 中小企業事業	0138-23-7175	小樽支店 国民生活事業	0134-23-1167
函館支店 国民生活事業	0138-23-8291		

### 【北海道信用保証協会】

窓口	電話番号	窓口	電話番号
本店	0120-279-540 011-241-2231	旭川支店	0166-24-1441
函館支店	0138-23-8425	釧路支店	0154-23-1361
帯広支店	0155-24-3658	室蘭支店	0143-45-6001
北見支店	0157-24-5196	滝川支店	0125-23-1201
小樽支店	0134-22-5188	苫小牧支店	0144-33-1751

### 【商工組合中央金庫】

窓口	電話番号	窓口	電話番号
札幌支店	011-241-7231	釧路営業所	0154-42-0671
函館支店	0138-23-5621	旭川支店	0166-26-2181
帯広支店	0155-23-3185	フリーダイヤル	0120-542-711



## 事業者の方へ

- 【北海道商工会連合会】 011-251-0101
- 【札幌商工会議所】 011-231-1766
- 【北海道中小企業団体中央会】 011-231-1919
- 【独立行政法人中小企業基盤整備機構北海道本部】 011-210-7470
- 【経済産業省北海道経済産業局中小企業課】 011-709-1783
- 【中小企業庁 北海道よろず支援拠点】 011-232-2407
- 【北海道経済部地域経済局中小企業課】 011-204-5346

### 3 1 農林漁業関係の災害復興の融資

- ◆ 被災された農林漁業者を対象に農林漁業セーフティネット資金等の利用や融資についての相談窓口を設置しています。

【日本政策金融公庫】

窓口	電話番号
札幌支店	011-251-1261
帯広支店	0155-27-4011
北見支店	0157-61-8212
本店 農林水産事業本部	0120-926-478

### 3 2 会社・法人の印鑑カード等を紛失した場合

- ◆ 平成30年北海道胆振東部地震により、会社・法人の印鑑カード等を紛失した場合は、下記の登記所にご相談ください。

窓口	電話番号
札幌法務局法人登記部門 (注) 札幌法務局証明サービスセンター (大通りランチ・オフィス)	011-709-2311 (内線2188)
函館地方法務局登記部門	0138-23-9530
旭川地方法務局登記部門	0166-38-1161
釧路地方法務局登記部門	0154-31-5021



### 3 3 外国人の方への情報提供

- ◆ 以下の場所で、英語を中心とした多言語相談を行っています。

窓口	電話番号	備考
札幌国際プラザ (札幌市中央区北1条西3丁目 MNビル3階)	011-211-2105	受付:9時~17時30分 (日祝を除く)

- ◆ 札幌市コールセンターでは、札幌市に関する生活情報や観光情報等、旅行時に困ったときに、日本語、英語、中国語、韓国語で対応しています。

窓口	連絡先	備考
札幌市コールセンター	電話番号 : 011-222-4894 メール : info4894@city.sapporo.jp	受付:8時~21時 対応言語:日本語、 英語、中国語、韓国語



## そのほかの情報

### 3 4 発達障害のある方の支援

- ◆ 被災された発達障がい児・者及びご家族の方を対象に、ご自宅や避難所での困りごとについて相談、支援を行っています。  
詳細は、以下の相談窓口へご相談ください。

窓口	電話番号	住所
札幌市自閉症・発達障がい支援センター「おがる」	011-790-1616	札幌市東区東雁来12条4-1-5
北海道発達障害者支援道北地域センター「きたのまち」	0166-38-1001	旭川市宮前1条3丁目3番7号「おびった内」
北海道発達障害者支援道東地域センター「きら星」	0155-38-8751	帯広市西25条南4丁目9番地
北海道発達障害者支援センター「あおいそら」	0138-46-0851	函館市石川町90-7 2F

### 3 5 災害ボランティア

- ◆ ボランティアを必要とされている方やボランティア活動への参加を希望されている方は、以下の窓口にご相談ください。市町村によって、ボランティアの受け入れに制限を設けている場合がありますので、事前にご確認ください。

市町村	住所	電話番号
厚真町	本郷283-2(旧かしわ保育園)	090-7647-6583
安平町	早来大町156-1 ふれあい交流館「みなくる」	0145-22-3061
むかわ町	美幸3丁目3-1(社会福祉協議会)	0145-42-2467



## 36 太陽光発電システムに関する留意点・相談窓口

- ◆ 総務省行政評価局は、使用済太陽光パネルの廃棄処分等の実施状況を調査し、その結果を公表しています（平成29年9月8日）。

調査においては、

- ① 災害によって損壊したパネルであっても、日光が当たれば発電するため、直接触れると感電の危険性があること、
- ② パネルには有害物質が含有されているものもあり、廃棄に当たっては適正な処理が必要であること

とされているところ、こうした点が十分認識されていなかったことなどが明らかとなっています。詳細は、ホームページに掲載しています。

○ [http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/107317\\_0908.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/107317_0908.html)

総務省行政評価局 評価監視官（法務、外務、経済産業等担当）

電話：03-5253-5450（直通）

- ◆ 浸水等の被害を受けた太陽光発電システムの取扱い上の留意点をホームページに掲載しています。

○ <http://www.jpea.gr.jp/topics/180710.html>

一般社団法人 太陽光発電協会

〒105-0004 東京都港区新橋 2-12-17 新橋 I-Nビル8F

電話：03-6268-8544

被災した太陽光発電設備の保管等について、注意喚起がなされています。

○ [http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/h30gouu/04\\_180706\\_solar.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/h30gouu/04_180706_solar.pdf)

環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室

電話：03-5521-8358（内線6825）



そのほかの情報

## 37 ペット動物に関する相談窓口

- ◆ 迷子になったペットに関する相談、飼い主不明のペットの保護情報に関する相談を受け付けています。

窓口	管轄区域	電話番号	受付時間
札幌市動物管理センター	札幌市	011-736-6134	8時45分～17時15分
江別保健所	江別市、石狩市、当別町、新篠津村	011-382-2111	8時45分～17時30分
千歳保健所	千歳市、恵庭市、北広島市	0123-23-3175	8時45分～17時30分
苫小牧保健所	苫小牧市、白老町、厚真町、安平町、むかわ町	0144-34-4168	8時45分～17時30分
静内保健所	日高町、平取町、新冠町、新ひだか町	0146-42-0251	8時45分～17時30分